

令和6年12月2日

令和6年第4回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	21	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	3
〃	22	処分報告（令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号））の件	4
議案	67	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件	8
〃	68	貝塚市基金条例の一部を改正する条例制定の件	9
〃	69	手数料条例の一部を改正する条例制定の件	10
〃	70	貝塚市都市計画法施行条例制定の件	11
〃	71	貝塚市営住宅設置条例及び貝塚市ひと・ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件	13
〃	72	貝塚市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例制定の件	14
〃	73	令和 5 年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議決を求める件	15
〃	74	令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 8 号）の件	16
〃	75	令和 6 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の件	21
〃	76	令和 6 年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第 2 号）の件	24
〃	77	令和 6 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 3 号）の件	25

報告第 21 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第2条の規定に基づき、専決処分したものであるの
で、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年12月2日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

損害賠償の額の決定の件

令和6年6月4日、本市二色一丁目の駐車場において、本市職員が運転する公用車が後退した際に、
後方に停車中の自動車の右前部に接触し、その一部を損傷させた事故について、次のとおり損害賠償
の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 205,019円

2 損害賠償の相手

令和6年10月2日処分

貝塚市長 酒 井 了

報告第 22 号

処分報告（令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号）の件

令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号）の件

令和 6 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 0 , 8 7 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 , 0 7 9 , 2 1 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 10 月 3 日 処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 府支出金		3,050,754	50,872	3,101,626
	1. 府負担金	2,276,663	50,872	2,327,535
歳 入 合 計		38,028,342	50,872	38,079,214

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,879,202	50,872	4,930,074
	4. 選挙費	22,691	50,872	73,563
歳	出	合	計	
		38,028,342	50,872	38,079,214

議案第 67 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(貝塚市有功者表彰条例の一部改正)

第 1 条 貝塚市有功者表彰条例(平成11年貝塚市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 6 条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 2 条 貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 4 年貝塚市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第56条から第58条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(貝塚市職員給与条例の一部改正)

第 3 条 貝塚市職員給与条例(昭和23年貝塚市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第29条の 3 の 2 第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第29条の 3 の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第44条の 2 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第44条の 3 の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第44条の 4 第 1 項第 1 号並びに第44条の 6 第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(貝塚市ラブホテル建築の規制に関する条例の一部改正)

第 4 条 貝塚市ラブホテル建築の規制に関する条例(昭和57年貝塚市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「せずして、旅館又は」を「せずに旅館若しくは」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第 3 項中「又は妨げ、若しくは」を「妨げ、又は」に改める。

(貝塚市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 5 条 貝塚市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年貝塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ

、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（貝塚市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の貝塚市職員給与条例第29条の3の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）、第44条の2第1項及び第5項、第44条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第44条の6第4項並びに貝塚市職員給与条例第44条の6第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第68号

貝塚市基金条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月2日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市基金条例の一部を改正する条例

貝塚市基金条例（平成18年貝塚市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表かいつか ふるさと応援基金の項の次に次のように加える。

貝塚市まち・ひと・しごと創生基金	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てること。
------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

手数料条例の一部を改正する条例制定の件

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和18年貝塚市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第80号を第83号とし、第37号から第79号までを 3 号ずつ繰り下げ、同項第36号ア中「に規定する開発行為」を「又は第43条第 1 項」に改め、同号中イを削り、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 都市計画法第41条第 2 項ただし書若しくは第42条第 1 項ただし書の規定による許可又は同法第43条第 1 項若しくは第53条第 1 項の許可を受けたことを証する書面の交付 980円

第 2 条第 1 項第36号に次のように加える。

ウ 都市計画法第42条第 1 項本文の規定により制限された建築等でないことを証する書面の交付 4,800円

第 2 条第 1 項中第36号を第39号とし、第35号を第38号とし、第34号を第37号とし、第33号の次に次の 3 号を加える。

(34) 都市計画法第41条第 2 項ただし書（同法第35条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の申請に対する審査 54,000円

(35) 都市計画法第42条第 1 項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請又は同条第 2 項に規定する協議の申出に対する審査 29,000円

(36) 都市計画法第43条第 1 項の規定に基づく建築等の許可の申請又は同条第 3 項に規定する協議の申出に対する審査 次に定める敷地の面積の区分に応じ、当該次に定めるところによる。

ア 1,000平方メートル未満のとき。 7,700円

イ 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき。 21,000円

ウ 3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき。 44,000円

エ 6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 77,000円

オ 10,000平方メートル以上のとき。 110,000円

第 3 条第 5 項中「前条第 1 項第39号」を「前条第 1 項第42号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 70 号

貝塚市都市計画法施行条例制定の件

貝塚市都市計画法施行条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月2日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市都市計画法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第12号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づく市街化調整区域に係る開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(法第34条第12号の開発行為)

第3条 法第34条第12号の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる区域として規則で定める区域以外の区域において、次の各号のいずれかに該当する建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為とする。

- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律の規定により土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業の施行に伴い、自己の居住の用に供する一戸建の住宅（居住のみの用に供するものに限る。以下同じ。）又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定する住宅（以下「一戸建の住宅等」という。）に代わるものとしてこれらの住宅を市の区域内（規則で定める区域に限る。）において新たに必要とし、かつ、市街化区域内における建築が困難であると認められる一戸建の住宅等（従前と同一の用途及び規則で定める規模のものに限る。）
- (2) 次のいずれかに該当する住宅に同居し、又は同居していた者（規則で定める者に限る。）が、区域区分日（法第7条第1項に規定する区域区分を定める都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日をいう。以下同じ。）前から所有している土地その他規則で定める土地（アからエまでに掲げる住宅と同一の集落内にあるものに限る。）において婚姻その他規則で定める事由により別世帯を構成するため新たに必要とし、かつ、市街化区域内における建築が困難であると認められる自己の居住の用に供する一戸建の住宅
 - ア 市街化調整区域内にある住宅で区域区分日前から親族が居住しているもの
 - イ 市街化調整区域内にある住宅で区域区分日以後に親族が20年以上居住しているもの
 - ウ 市街化区域内にある住宅で区域区分日前から親族が居住しているもの
 - エ 市街化調整区域内にある住宅で、アからウまでに掲げる住宅に同居し、又は同居していた者が、別世帯を構成するために建築し、及び居住しているもの
- (3) 建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内で50以上の建築物（市街化区域内にあるものを

含み、そのうち26以上が市街化調整区域内にあるものに限る。)が連たんしている区域(以下「連たん区域」という。)において区域区分日前から土地を所有している者その他規則で定める者が、当該土地において婚姻その他規則で定める事由により新たに必要とし、かつ、市街化区域内における建築が困難であると認められる自己の居住の用に供する一戸建の住宅

(4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の指定を受けて区域区分日前に築造した道に係る建築物の敷地(連たん区域内にあるものに限る。)における規則で定める規模の一戸建の住宅

(5) 建築後10年以上経過している自己の居住の用に供する一戸建の住宅に規則で定める面積の範囲内で敷地を拡大して増築する一戸建の住宅

(令第36条第1項第3号ハの建築行為等)

第4条 令第36条第1項第3号ハの条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(以下「建築行為等」という。)は、令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる区域として規則で定める区域以外の区域において行う建築行為等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 前条第1号から第4号までに掲げる建築物に係る建築行為等

(2) 区域区分日において現に宅地(建築物の存するものに限る。)であって引き続き宅地である土地(規則で定めるものに限る。)における一戸建の住宅等に係る建築行為等(規則で定めるものに限る。)

(3) 既存の建築物の用途の変更を伴う建替えに係る建築行為等であって、当該建替え後における建築物が一戸建の住宅等であるもの(規則で定めるものに限る。)

(4) 自己の居住の用に供する一戸建の住宅の建替えに係る建築行為等であって、当該建替え後における建築物の階数が3以下であるもの(規則で定めるものに限る。)

(5) 令第1条第2項各号に掲げる工作物の利用又は維持管理のために必要な附属建築物(その目的のために必要と認められる規模のものに限る。)に係る建築行為等

(6) 既存の第一種特定工作物の敷地内における当該第一種特定工作物の利用又は維持管理のために必要な附属建築物(その目的のために必要と認められる規模のものに限る。)に係る建築行為等

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 1 号

貝塚市営住宅設置条例及び貝塚市ひと・ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件
貝塚市営住宅設置条例及び貝塚市ひと・ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市営住宅設置条例及び貝塚市ひと・ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
(貝塚市営住宅設置条例の一部改正)

第 1 条 貝塚市営住宅設置条例(昭和39年貝塚市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表中

貝塚市脇浜 4 丁目 21 番から 28 番
貝塚市脇浜 4 丁目 32 番

を

「

貝塚市脇浜四丁目 21 番から 28 番まで
貝塚市脇浜四丁目 32 番

に、

」

「

貝塚市海塚 200 番地 1
貝塚市東 112 番地
貝塚市東 133 番地 2
貝塚市堀 1 丁目 622 番地
貝塚市東 130 番地
貝塚市堀 1 丁目 626 番地

を

」

「

貝塚市海塚二丁目 16 番
貝塚市東 112 番地
貝塚市東 133 番地 2
貝塚市堀一丁目 12 番
貝塚市東 130 番地

に改め

」

る。

(貝塚市ひと・ふれあいセンター条例の一部改正)

第 2 条 貝塚市ひと・ふれあいセンター条例(平成14年貝塚市条例第19号)の一部を次のように改正
する。

第 1 条中「貝塚市海塚 22 番地 1」を「貝塚市海塚二丁目 28 番 49 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 72 号

貝塚市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月2日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

貝塚市留守家庭児童会条例（平成12年貝塚市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「保護者」を「児童会に入会した児童の保護者（以下「保護者」という。）」に、「（以下「負担金」という。）」を「又は延長利用負担金」に改める。

第5条第1項中「児童会に入会した児童の」を削り、「負担金」を「留守家庭児童会一部負担金」に改め、同条第2項本文中「負担金」を「留守家庭児童会一部負担金」に改め、同項ただし書中「負担金の」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 保護者は、午後6時以後において開設時間を延長した児童会の学級の利用（以下「延長利用」という。）を行った場合において、当該利用が1月につき5日以上であるときは、延長利用負担金を納付しなければならない。

第5条第5項中「負担金」を「留守家庭児童会一部負担金及び延長利用負担金」に改め、同項ただし書中「その」を「留守家庭児童会一部負担金の」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「、負担金」を「、留守家庭児童会一部負担金」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 児童1人当たりの延長利用負担金の額は、当該月における次の各号に掲げる延長利用を行った日数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、延長利用について市長が特別の事情があると認める場合には、その日数は、当該延長利用を行った日数に算入しない。

（1） 5日以上10日未満 月額750円

（2） 10日以上 月額1,500円

第6条第1項中「負担金（延長利用負担金を除く。以下この項において同じ。）」を「留守家庭児童会一部負担金」に改め、同項ただし書中「ときは、当該月分の負担金」を「場合における当該入会した月分の留守家庭児童会一部負担金」に、「納付するものとする」を「納付しなければならない」に改め、同条第2項中「開設時間を延長した児童会の学級を利用する際」を「延長利用を行った日の属する月の翌々月10日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 73 号

令和5年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議決を求める件

令和5年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金2億270万8,101円のうち5,075万8,739円を、令和6年度下水道事業会計において、次のとおり減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市下水道事業未処分利益剰余金処分明細

(単位 円)

	利 益 剰 余 金	
	減 債 積 立 金	未処分利益剰余金 (繰越利益剰余金)
令和5年度末残高	0	202,708,101
議会の議決による 令和6年度処分額	50,758,739	△50,758,739
処 分 後 残 高	50,758,739	151,949,362

議案第 74 号

令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 8 号）の件

令和 6 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 4 , 5 6 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 , 6 0 3 , 7 7 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 12 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税		6, 222, 697	46, 142	6, 268, 839
	1. 地方交付税	6, 222, 697	46, 142	6, 268, 839
14. 国庫支出金		8, 236, 571	241, 767	8, 478, 338
	1. 国庫負担金	6, 340, 913	179, 469	6, 520, 382
	2. 国庫補助金	1, 870, 459	62, 298	1, 932, 757
15. 府支出金		3, 101, 626	91, 734	3, 193, 360
	1. 府負担金	2, 327, 535	89, 734	2, 417, 269
	2. 府補助金	612, 625	2, 000	614, 625
16. 財産収入		35, 437	2, 275	37, 712
	1. 財産運用収入	35, 037	2, 275	37, 312
17. 寄附金		724, 332	914	725, 246
	1. 寄附金	724, 332	914	725, 246
19. 繰越金		120, 150	122, 328	242, 478
	1. 繰越金	120, 150	122, 328	242, 478
20. 諸収入		868, 513	200	868, 713
	5. 雑入	412, 906	200	413, 106
21. 市債		1, 348, 178	19, 200	1, 367, 378
	1. 市債	1, 348, 178	19, 200	1, 367, 378
歳 入 合 計		38, 079, 214	524, 560	38, 603, 774

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,930,074	60,509	4,990,583
	1. 総務管理費	3,640,998	59,799	3,700,797
	3. 戸籍住民基本台帳費	220,111	710	220,821
3. 民生費		18,558,811	447,202	19,006,013
	1. 社会福祉費	7,674,971	273,903	7,948,874
	2. 児童福祉費	7,639,188	173,299	7,812,487
4. 衛生費		3,509,686	1,258	3,510,944
	1. 保健衛生費	790,687	1,258	791,945
8. 土木費		3,226,695	5,000	3,231,695
	5. 都市計画費	1,922,130	5,000	1,927,130
10. 教育費		2,909,311	8,316	2,917,627
	2. 小学校費	858,977	8,316	867,293
12. 諸支出金		129,854	2,275	132,129
	3. 財政調整基金	122,000	2,275	124,275
歳 出	合 計	38,079,214	524,560	38,603,774

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
戸 籍 振 り 仮 名 法 制 化 対 応 事 業	令和6年度～令和7年度	10,089千円
岸 和 田 市 貝 塚 市 斎 場 整 備 事 業 (令 和 6 年 度 イン フ レ ス ラ イ ド 分)	令和6年度～令和8年度	110,047千円
官 民 連 携 手 法 を 用 い た 公 共 施 設 等 の L E D 照 明 調 達 事 業	令和6年度～令和18年度	1,241,537千円
二 色 南 緑 地 ト イ レ 新 築 工 事 設 計 業 務	令和6年度～令和7年度	4,000千円
子 ど も の 万 博 招 待 事 業 (送 迎 業 務)	令和6年度～令和7年度	48,000千円
書 誌 情 報 供 給 業 務	令和6年度～令和9年度	1,925千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
民間保育所等 整備事業	千円 68,300	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府	年以内 20	年以内 3	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 87,500	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
起債合計	1,348,178									1,367,378								

議案第 75 号

令和 6 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の件

令和 6 年度貝塚市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5, 7 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 1 8 8, 7 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		1, 919, 035	13, 348	1, 932, 383
	1. 国庫負担金	1, 455, 806	10, 539	1, 466, 345
	2. 国庫補助金	463, 229	2, 809	466, 038
4. 支払基金交付金		2, 131, 543	15, 545	2, 147, 088
	1. 支払基金交付金	2, 131, 543	15, 545	2, 147, 088
5. 府支出金		1, 071, 215	4, 852	1, 076, 067
	1. 府負担金	1, 040, 723	4, 852	1, 045, 575
6. 繰入金		1, 432, 317	11, 990	1, 444, 307
	1. 一般会計繰入金	1, 264, 187	5, 752	1, 269, 939
	2. 基金繰入金	168, 130	6, 238	174, 368
歳 入 合 計		8, 142, 973	45, 735	8, 188, 708

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		170,595	2,695	173,290
	1. 総務管理費	53,021	2,695	55,716
2. 保険給付費		7,681,632	27,500	7,709,132
	4. 高額介護サービス等費	178,111	27,500	205,611
4. 基金積立金		3,324	15,540	18,864
	1. 基金積立金	3,324	15,540	18,864
歳 出 合 計		8,142,973	45,735	8,188,708

議案第 76 号

令和 6 年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第 2 号）の件

第 1 条 令和 6 年度貝塚市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度貝塚市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

（追加）

事 項	期 間	限 度 額
官民連携手法を用いた公共施設等の L E D 照明調達事業	令和 6 年度から令和 18 年度まで	千円 28,083

令和 6 年12月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

議案第 77 号

令和 6 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 3 号）の件

第 1 条 令和 6 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度貝塚市病院事業会計予算第 10 条を第 11 条とし、第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
官民連携手法を用いた公共施設等の L E D 照明調達事業	令和 6 年度から令和 18 年度まで	千円 163,900

令和 6 年 12 月 2 日 提出

貝塚市長 酒 井 了